

## 大阪市と株式会社ジモティーとの連携に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社ジモティー（以下「乙」という。）は、次の通り連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が循環型社会の形成をはじめとする環境関連分野の取組みについて、相互に密接な連携を図ることにより、持続可能な開発目標（S D G s）の実現に貢献することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携し協力する。

- （1）リユース活動の促進を通じた循環型社会の形成に関すること。
- （2）循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた啓発に関すること。
- （3）循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた協働推進に関すること。
- （4）その他、甲及び乙で合意した本協定の目的に資する事業に関すること。

### （実績報告）

第3条 乙は、大阪市民が乙の事業を利用しリユース品の取引を行った実績について、甲から依頼があれば速やかに報告する。

### （責務）

第4条 乙の事業を利用した利用者間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

### （協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容に関して変更の申し出があったときは、甲及び乙にて協議し、甲乙双方の書面による合意をもって本協定の内容を変更する。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から本協定の終了について他方に対し申し出がなされなければ、同一条件で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### （解除）

第7条 甲又は乙は、前条の定めに関わらず、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく連携にあたり、法令の定めによる場合のほか、知り得た当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

(疑義等の決定)

第9条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定める。

本協定の締結を証するため、正本2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年10月31日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市

代表者 大阪市長 松井 一郎

乙 東京都品川区西五反田1丁目30番2号 ウィン五反田ビル4階

株式会社ジモティー

代表取締役社長 加藤 貴博